

令和5年度 事業報告

自 令和5年4月1日 ～ 至 令和6年3月31日

I 概 況

公益社団法人新津法人会の令和5年度の事業活動は、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5類へ移行となり、社会経済活動がウィズコロナへと向かう中、令和5年度事業計画に則り、税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与すると共に、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献することを目的とした事業を行いました。

事業の実施に当たっては、法人会の原点である「税」に関する活動に軸足を置きながら、社会貢献活動にも積極的に取り組み、企業の発展、地域の活性化に寄与するための諸施策に取り組みました。

主な事業活動は以下のとおりです。

【公益関係】

税を巡る諸環境の整備改善等を図る事業として、「法人税・消費税の申告説明会」を開催し、公益性を高めるため、会員のみならず一般市民にも参加していただきました。

租税教育活動では、小学生を対象にした「租税教室」や「税に関する絵はがきコンクール」、また一般市民を対象にした「税金クイズ」を実施し、税金の果たす役割や税の大切さについて考える機会を提供しました。

税の広報活動として、会報の発行やホームページによる広報を実施しました。

税制改正提言事業では、今後の望ましい税制のありかたについて、建設的な税制提言活動を実施しました。

地域の経済社会環境の整備・改善等を図るための事業としては、幅広いテーマでの講演会を開催し、会員・非会員を問わず参加していただきました。その際、参加者からタオルと古切手の寄付を募り、社会福祉施設へ寄贈しました。

【共益関係】

組織の強化・充実、広報活動、青年部・女性部の充実のための事業、福利厚生制度加入企業拡大キャンペーン“Challenge100”などの会員の福利厚生に資する事業に積極的に取り組みました。

【管理関係】

公益法人制度改革を踏まえ、諸規程の整備や諸会議及び事業活動態勢の確立等管理運営に努めました。

II 公益関係

[1] 税を巡る諸環境の整備改善事業

(1) 税に関する研修・セミナー事業

① 各研修会・セミナー事業

項目別研修会開催状況

テーマ	実施回数	参加人数	講師名
法人税・消費税の申告説明会	6回	117名	新津税務署担当官
新設法人税務研修会	1回	6名	新津税務署担当官
年末調整説明会及びインボイス制度説明会	1回	19名	新津税務署担当官
「税とは何ですか あなたならわたしなら」	1回	25名	新津税務署署長 丸山 和史様
合計	9回	167名 (内、非会員65名)	

※ 税法・税務関連の各種テキスト等を、研修会などの開催時に会員及び一般市民に配布しています。

研修用教材等の作成・配布

- ① 令和5年度版 税制改正のあらまし 速報版
- ② 令和5年度 税制改正のあらまし
- ③ 令和5年度 会社の決算・申告の実務
- ④ 令和5年度版 会社取引をめぐる税務Q&A
- ⑤ 令和5年度版 源泉所得税実務のポイント
- ⑥ 令和5年分 会社役員のための確定申告実務ポイント
- ⑦ 印紙税の手引き
- ⑧ 源泉所得税の改正のあらまし
- ⑨ 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の手引き
- ⑩ インボイス制度開始後において特にご留意いただきたい事項
- ⑪ 電子帳簿保存法の内容が改正されました
- ⑫ 適格請求書等保存方式の概要
- ⑬ 年末調整実務のポイント
- ⑭ 自主点検チェックシート・ガイドブック
- ⑮ 〈インボイス制度〉登録申請手続は、e-Taxをご利用ください。
- ⑯ 国税のダイレクト納付のご案内
- ⑰ 使ってみると便利です！キャッシュレス納付！
- ⑱ 従業員の個人住民税は 特別徴収して納めましょう！

② インターネットセミナー（オンデマンド）の提供

法人会では新しい研修会の形態として24時間いつでも無料でご覧いただけるインターネットセミナーの提供を行っており、税務・経営・労務・健康等広範囲の内容で多彩な講師陣を揃え、多数の方にご利用いただいております。

今年度のアクセス回数は以下の通りとなりました。

【月別利用状況】

令和5年度(月)	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
アクセス数	328	343	355	221	287	285	349	352	405	403	408	442	4,178
一般利用	7	9	5	13	8	6	12	8	6	15	11	8	108
会員利用	80	58	55	40	52	68	48	66	77	67	82	89	782

(2) 租税教育活動

公益法人として、「租税教育活動」に積極的に取り組みました。

① 租税教室

小学生6年生を対象に、青年部が中心となって児童に税の重要性を正しく理解し関心を持ってもらうため、「租税教室」を開催しました。タブレット端末を活用したり、1億円のレプリカを用いるなど楽しみながら学べるよう様々な工夫を凝らしました。

事業	開催場所	出席者数
租税教室	五泉市立五泉小学校	80名 青年部1名
	五泉市立大蒲原小学校	20名 青年部1名
	新潟市立小合東小学校	9名 青年部1名
	五泉市立愛宕小学校	38名 青年部・女性部3名
	新潟市立新津第三小学校	134名 青年部2名

② 税の啓発用資料等配布 実施状況

親会 青年部	署管区内中学校3年生 5校 399名	税の啓発テキスト「タックスフントとけんたくん」、法人会ロゴ入りクリアファイル、蛍光ペン、メモ帳、ウェットティッシュ
親会 女性部	署管区内小学校6年生 21校 908名	税の啓発テキスト「タックスフントとけんたくん」、法人会ロゴ入りクリアファイル、受賞作品絵入りポケットティッシュ、「税に関する絵はがきコンクール」募集チラシ、メモ帳、蛍光ペン

③ 新津税務署管内各協議会会議に出席

開催日	名称	出席者
令和5.5.23	新津税務署管内 租税教育推進連絡協議会 総会	1名
令和5.5.25	新津税務署管内 税務協力団体協議会 総会	1名
令和5.9.12	新津税務署管内 税務協力団体協議会 役員会	1名

④租税教室講師養成研修に出席

開催日 令和5年5月24日（水）
場 所 新潟地域振興局新津庁舎
講 師 新潟税務署 澁谷税務広報広聴官
参加者 1名

⑤税に関する絵はがきコンクール

女性部を中心に「第12回 税に関する絵はがきコンクール」を開催いたしました。
小学6年生の児童を対象に、租税教室等を通じ税の大切さや役割を学んでもらい、その知識や感想を絵はがきにすることで、理解をより深めてもらうことが目的です。
令和5年度は、10校から258作品の応募があり、その中から、新津税務署長賞、金賞、銀賞、銅賞、けんた君賞を選定し、賞品を添えて表彰しました。
また、下記にて作品を展示しました。

場所	秋葉区役所	五泉市役所	阿賀町役場	小須戸まちづくりセンター
期間	2月16日 ～3月15日	2月16日 ～3月15日	2月16日 ～3月14日	3月16日 ～3月24日
展示内容	全入賞作品	優秀作品・市内小学校応募作品	優秀作品・市内小学校応募作品	全入賞作品

⑥新津税務署管内税務協力団体協議会納税表彰式に出席

開催日	名 称	出席者
令和 5.11.14	新津税務署管内令和5年度納税表彰式	4名

(3) 税の広報活動

① 新津法人会会報「法人会だより」及び全法連機関誌「ほうじん」の配布

会報配布	会報「ほうじん新津」	年2回	各900部
機関誌配布	「ほうじん」(季刊誌)	年4回	各900部

② 税金クイズ

女性部主催のたなばたコンサートと社会貢献講演会会場で、一般市民を含む参加者に税に関するクイズを出題し回答してもらうことで、楽しみながら税金について考えていただきました。
参加者全員には「税に関する絵はがきコンクール」入賞作品絵入りのポケットティッシュを配付しました。

③ e-Tax及びキャッシュレス納付広報

- ・法人税・消費税の申告説明会時にチラシを配布
- ・会報「ほうじん新津」に掲載

④ ホームページによる税の広報

国税庁の最新情報をホームページのリンクによりお知らせしています。

また、各種研修会の情報を掲載し、会員及び一般市民への参加を呼び掛けています。

⑤ 企業の税務コンプライアンスの向上

企業の内部統制の強化や経理水準の向上は、企業の成長や税務リスクの軽減のために重要です。法人会では国税庁・日税連・全法連の3者で作成した「自主点検チェックシート」を、法人税・消費税の申告説明会時やホームページで紹介し、企業の税務コンプライアンス向上に積極的に取り組みました。

[2] 税制提言活動

(1) 税制改正に関する提言の概要

令和5年度も、公平で健全な税制の実現を目指して、税のあるべき姿や将来像を見据え、コロナ後の国・地方を通じた徹底した行財政改革の推進と、厳しい状況に置かれている中小企業の活性化に資するべく施策の提言を取りまとめました。

これに先立ち、役員への「税制改正に関するアンケート調査」回答用紙を全法連へ提出しました。

県法連がまとめた要望事項は、「資料1」(P.13)の通りです。

令和6年度税制改正スローガン

- 財政健全化は国家的課題。
負担を先送りせず現世代で解決を！
- 企業への過度な保険料負担を抑制し、
経済成長を阻害しない社会保障制度の確立を！
- 経済再生には中小企業の力が不可欠。
健全な経営に取り組む企業に実効性ある支援を！
- 中小企業は地域経済と雇用の担い手。
本格的な事業承継税制の創設を！

(2) 要望実現のための提言活動の展開

全法連・各県連および単位会とも要望実現のための提言活動を展開し、新津法人会としては会長・税制委員長・事務局長で編成した要望団によって、令和5年12月15日に管内地方自治体に対する要望活動として、五泉市長並びに市議会議長へ提言書を提出しました。

(3) 法人会の税制改正要望の主な実現事項（全法連）

法人会が要望した項目のうち、改正が行われたものは、「資料2」(P.18)の通りです。

[3] 地域の経済社会環境の整備・改善を図るための事業

(1) 経営支援に関する研修会

項目別研修会開催状況

テーマ	実施回数	参加人数	講師名
徳川三代の事業承継	1回	48名	英傑育成座代表 神尾 弘和 氏
好かれる・売れる「聴く&褒める技術」	1回	25名	(株)スマイルボイス代表 倉島 麻帆 氏
合計	2回	73名	

※経営情報等に関する有益な各種テキスト等を作成し、研修会の開催時等に会員及び一般市民に配付しました。

(2) 地域社会貢献事業

① 社会貢献活動特別講演会

日 時 令和6年3月7日（木）
場 所 新津地域交流センター
講 師 斎藤内科クリニック院長・医学博士 斎藤 忠雄 氏
テーマ 「介護についての心構え：介護をする人たち～自分ひとりになったら」
参加者 25名（会員18名 非会員7名）
タオル収集数 17本

② いちごプロジェクト（節電運動）の実施

全法連女性部会が中心となって実施している「いちごプロジェクト（15%節電運動）」のパンフレットとうちわを、会員企業に配布したほか、商工会議所の窓口にも置いてもらい一般市民へも節電を呼びかけました。
（パンフレット 650枚・うちわ 800本配布）

③ 福祉施設等への寄贈

年間を通して研修会・講演会等の参加者や、会員・一般市民から寄付された古タオル・古切手は以下の通り福祉施設等に寄贈しました。なお、「使用済み切手」は社会福祉協議会にて換金され、その収益金は被災地支援等に活用されています。

施設名	寄贈内容	寄贈日
秋葉区社会福祉協議会	使用済み切手5.5kg	令和6年3月14日
阿賀町「ケアセンターどんぐり」	新・古タオル450本	令和6年3月14日

III 共益関係

[1] 会員支援のための親睦・交流及び福利厚生に資する事業

(1) 組織の強化・充実

会員増強に関しては、廃業や合併等に伴う退会により、会員数は減少傾向にあります。

令和5年度は会員企業の福利厚生の実を柱に活動し、保険会社3社、青年部、女性部にも一層の協力を要請しました。また、各種研修会での一般参加者への入会勧奨など会員増強に努めました。

会員数 推移

所管法人数	会 員 数			加入率%	6年3月末
	4年12月末	5年12月末	増減数		
1,843	623	606	△17	32.9%	602

(2) 広報活動の充実

- ① 全法連で作成したポスター「税に強い経営が次世代を支える！」を各種法人会の研修会場に掲示しPRに努めました。
- ② 地元紙「にいつホットステーション」に広告を掲載し、会報「ほうじん新津」と全法連機関誌「ほうじん」を公共機関や公共施設内に配置したほか、研修会等の参加者に配付し一般市民への税知識の普及・納税意識の向上と地域社会への貢献に努めました。

(3) 部会等事業の充実

会議、研修等開催状況

部 会 名	事 業 名	開 催 数	出席者数
青 年 部	通常総会	1回	6名
	役員会等	3回	12名
	租税教育活動	5回	7名
女 性 部	通常総会	1回	13名
	役員会等	3回	19名
	租税教育活動	1回	1名

① 青年部の活動

事 業 名	実施回数	参加人数
租税教室講師養成研修に参加	1回	1名
租税教室実施	5回	7名
税務研修会実施	2回	10名
練馬・三条・燕西蒲法人会青年部会との合同視察研修会参加	1回	2名
燕西蒲青年部会創立30周年記念式典参加	1回	2名
第39回県連青年部会連絡協議会合同セミナー参加(柏崎大会)	1回	4名
全国青年の集い山形大会参加	1回	2名
三条・燕西蒲法人会青年部会との合同視察研修会開催(新津主催)	1回	5名

②女性部の活動

事業名	実施回数	参加人数
租税教室参加研修	1回	1名
第17回法人会全国女性フォーラム（愛媛大会）参加	1回	4名
たなばたコンサート「小林よしえ社中」	1回	10名
第18回県連女性部会連絡協議会合同セミナー参加（新潟大会）	1回	6名
沼垂テラス、峰村醸造、クラフトマンシップ視察研修	1回	6名
新津税務署との税務懇談会	1回	4名
第12回税に関する絵はがきコンクール審査会	1回	4名
税に関する絵はがきコンクール作品4会場展示・準備作業	3回	12名
いちごプロジェクトうちわ・チラシ配布	3回	19名
社会貢献講演会「介護についての心構え」	1回	10名
税金クイズ開催 たなばたコンサートと社会貢献講演会会場で実施	2回	20名
老人福祉施設・社会福祉協議会へタオル・使用済切手の寄贈	2回	3名

部員数 推移

	4年3月末	5年3月末	6年3月末
青年部	16名	20名	16名
女性部	31名	31名	28名

(4) 福利厚生事業

① 福利厚生制度推進連絡協議会の開催

法人会と福利厚生制度委託保険3社との連携を密にするために協議会を開催しました。
（令和5年9月20日）

② 保険3社の加入状況について

保険3社の加入状況（令和6年3月末日現在）

	大型保障制度	ビジネスガード	がん保険制度
加入企業数	120社	125社	155社
会員加入率	33.8%	20.6%	25.2%

(5) 会員支援事業

会員企業の経理担当職員の表彰

勤続10年以上の経理担当者で、経営者が特に推薦する人を対象に毎年1回表彰を行っています。

優良経理担当者表彰式

開催日 令和5年6月15日（木）

場所 割烹 新瀧

受賞者 4社 5名

表彰の趣旨

企業の経営にとって経理と税務は極めて大きなウェイトを占めていることはいうまでもない。経理担当職員は、企業にとっては最も中枢的な部門を担当しているもので、その資質の良否が企業の伸長に直接影響するところが甚だ大きい。これら経理担当職員のうち、功労顕著な方々を表彰し、その労苦に報い、今後とも企業の発展に努力されるよう大いに期待するものである。

(6) 会員交流事業

会員と一般市民との活発な交流と親睦を深めるためのゴルフ大会を開催しています。

開催日：令和5年9月14日（木）

会 場：新津カントリークラブ 参加者6名

IV 管理関係

[1] 事務運営体制の確立

公益法人制度改革を踏まえ、諸規程の整備を図るとともに、法令に基づく適正な情報開示に努めました。さらにホームページを充実し、情報の発信や会活動のPRに努めました。

[2] 諸会議等の開催状況

(1) 第12回通常総会

開催日 令和5年6月15日（木）

会 場 割烹 新 瀧（五泉市村松）

出席者数 425名（委任状含む）

決議事項

第1号議案 令和4年度決算報告承認の件

第2号議案 役員改選の件

第3号議案 その他

報告事項

① 理事会承認事項

令和4年度事業報告

令和5年度事業計画

令和5年度収支予算

② その他

(2) 理事会

第1回

開催日 令和5年4月24日（月）

場 所 割烹 井 浦（新潟市秋葉区）

出席者数 16名

審議議題 第1号議案 (1) 令和4年度事業報告承認の件
(2) 令和4年度収支決算承認の件

第2号議案 任期満了に伴う役員改選の件

第3号議案 その他

- 報告事項 ① 令和5年度優良経理担当者表彰について
② 令和5年度通常総会の開催日程について
③ 令和5年度通常総会上程議案について
④ 令和5年度通常総会来賓ご案内先について
⑤ 県連通常総会の日程について

第2回

- 開催日 令和5年9月20日（水）
場 所 割烹 一 楽（新潟市秋葉区）
出席者数 14名
審議議題 第1号議案 秋の特別講演会の件
第2号議案 新入会員承認の件
第3号議案 その他
報告事項 ① 会員増強について
② 事業報告について（令和5年度上半期）
③ 今後の各種事業について

第3回

- 開催日 令和6年3月28日（木）
場 所 割烹 新 瀧（五泉市村松）
出席者数 17名
審議議題 第1号議案 ①令和6年度事業計画（案）承認の件
②令和5年度収支予算（案）承認の件
第2号議案 令和6年度通常総会開催の件
第3号議案 新入会員承認の件
第4号議案 新事務局長の件
第5号議案 事務局員の継続雇用について
第6号議案 その他
報告事項 ① 会員増強について
② 令和6年度全法連・県連功労者表彰に関する件
③ 事業報告について（令和5年度下半期）

(3) 正副会長会議

第1回

- 開催日 令和5年4月24日（月）
場 所 割烹 井 浦（新潟市秋葉区）
審議議題 第1号議案 令和4年度事業報告承認の件
第2号議案 令和4年度収支決算承認の件
第3号議案 その他
報告事項 ① 令和5年度優良経理担当者表彰について
② 令和5年度通常総会の日程について
③ 令和5年度通常総会上程議案について
④ 令和5年度通常総会来賓ご案内先について
⑤ 県連通常総会の日程について

第2回

開催日 令和5年9月20日(水)
場 所 割烹 一 楽 (新潟市秋葉区)
審議議題 第1号議案 秋の特別講演会の件
第2号議案 新入会員承認の件
第3号議案 その他
報告事項 ① 会員増強について
② 事業報告について(令和5年度上半期)
③ 今後の各種事業について

第3回

開催日 令和6年3月28日(木)
場 所 割烹 新 瀧 (五泉市村松)
審議議題 第1号議案 ①令和6年度事業計画(案)承認の件
②令和5年度収支予算(案)承認の件
第2号議案 令和6年度通常総会開催の件
第3号議案 新入会員承認の件
第4号議案 新事務局長の件
第5号議案 事務局員の継続雇用について
第6号議案 その他
報告事項 ① 会員増強について
② 令和6年度全法連・県連功労者表彰に関する件
③ 事業報告について(令和5年度下半期)

(4) 監事会

開催日 令和5年4月21日(金)
場 所 新津商工会議所2階会議室
内 容 令和4年度 新津法人会事業並びに収支決算監査について

(5) 委員会

事業厚生研修委員会

開催日 令和5年9月20日(水)
場 所 割烹 一 楽 (新潟市秋葉区)
議 題 1. 大同生命保険(株)取り扱い制度の説明について
2. A I G損害保険(株)取り扱い制度の説明について
3. アフラック生命保険(株)取り扱い制度の説明について

(6) 全法連・県法連会議等

年月日	件 名	出席者数	会 場
令和5.5.17	県法連 総務委員会	1	新潟法人会館
5.24	県法連 理事会	1	ホテルイタリア軒
6.6	県法連 税制委員会	1	新潟法人会館
6.14	県法連 通常総会	6	ホテルイタリア軒
7.28	県法連 厚生委員会、福利厚生制度特別推進会議	2	ホテルイタリア軒

年月日	件名	出席者数	会場
令和 5. 8. 22	関東信越法人会連絡協議会(局法連)通常役員総会	1	さいたま市 THE MARK GRAND
9. 15	県法連 事務局会議並びに研修会	2	万代シルバーホテル
9. 26	県法連 理事会及び福利厚生制度連絡協議会	1	ホテルイタリア軒
10. 18	全法連 全国大会(群馬大会)	1	高崎芸術劇場
11. 21	県法連 「税を考える週間」記念講演会	3	クロスパルにいがた
12. 1	局法連 事務局担当者研修会	2	WEBセミナー
12. 7	県法連 年末特別講演会(森永康平氏)	1 1	ANAクラウンプラザホテル新潟
12. 20	県法連 事務局長会議	1	ANAクラウンプラザホテル新潟
令和 6. 2. 14	全法連 税制セミナー	1	WEBセミナー
3. 2	県法連 地域社会貢献特別講演会(山田邦子氏)	1 0	ANAクラウンプラザホテル新潟
3. 4	全法連 事務局セミナー	2	WEBセミナー

(7) その他の関係会議等

年月日	件名	出席者数	会場
令和 5. 5. 23	新津税務署管内 租税教育推進協議会 総会	1	割烹井浦
5. 25	新津税務署管内 税務協力団体協議会 総会	1	割烹井浦
9. 12	新津税務署管内 税務協力団体協議会 役員会	1	割烹井浦
11. 14	新津税務署管内 令和5年度納税表彰式	4	秋葉区文化会館

V 功労者表彰受賞者

《令和5年度 全法連功労者表彰》

公益社団法人新津法人会 理事 茂野 一弘 氏

《令和5年度 新潟県連功労者表彰》

公益社団法人新津法人会 会長 小出 薫 氏

公益社団法人新津法人会 理事 小林 誠 氏

《令和5年度 新津税務署長表彰》

公益社団法人新津法人会 女性部部長 塚野 友恵 氏

《令和5年度 e-Tax推進表彰単位会》

公益社団法人新津法人会

令和6年度税制改正要望事項

一般社団法人 新潟県法人会連合会
公益社団法人 新潟法人会

総論

第一 はじめに

新型コロナウイルス感染症はワクチン接種のひろがりやウイズコロナの生活様式の浸透から、感染症としての位置づけが見直され、経済活動への直接的な影響はかなり減少してきましたが、依然として地域の中小企業・小規模事業者の受注や売りに多大な影響を及ぼし、業況、業績の悪化を招いています。また、ロシア・ウクライナの紛争の長期化によるエネルギー価格や原材料価格の高騰、政府からの物価上昇を十分にカバーする継続的な賃上げの取組みなど、企業の経営環境の課題が山積する中、中小企業・小規模事業者への手厚い支援が求められます。

国債で賄ったコロナ対策費の負担への対応、防衛力の抜本強化に向けた防衛費の増額、児童手当の拡充など少子化対策の財源確保、団塊の世代が後期高齢者に入りはじめ医療と介護の給付費急増が見込まれているなど、財政再建と持続可能な社会保障制度の構築が大きな課題となっています。さらに、女性活躍の推進、働き方の多様化やグローバル化の進展など社会構造の変化への対応のほか、デジタル化、脱炭素社会の実現、大規模自然災害からの復興などといった課題にも対応していく必要があります。

物価高や新型コロナウイルス感染症の影響が残る中、地域経済と雇用を担う中小企業の活性化が不可欠であり、経済対策を躊躇なく、実行することが求められます。

基本的に、緊縮財政や増税に頼るのではなく、政府の積極的な財政出動や金融緩和等の景気対策によって、税収を伸ばすことが全国の法人会（中小企業）の原点であり何よりも必要です。

また、超高齢化社会が急速に進展する中、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化の両立が引き続き重要な課題です。

第二 行財政改革の徹底

令和5年度予算編成は、歳入114.3兆円のうち、税収は69.4兆円、国債の新規発行額は35.6兆円であり、公債依存度は31.1%となり、令和5年度末の国及び地方の長期債務残高は1,279兆円となる見込みです。また、本年1月に内閣府が発表した「中長期の経済財政に関する試算」によれば、「成長実現ケース」における2025年度の基礎的財政収支対GDP比は、▲0.2%（▲1.5兆円）であり、基礎的財政収支が黒字化するのには2026年度となる見込みです。

本格的な歳出・歳入の一体的改革が重要であり、歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行することが求められます。経済あつての財政であり、経済をしっかり立て直し、不転の体制で、財政健全化に向けて取り組むことが必要です。

行政改革を徹底するに当たっては、以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求めます。

1. 議員定数・報酬等の歳費の削減と選挙制度改革
2. 特殊法人改革等の推進
3. 積極的な民間活力の導入
4. 特別会計の抜本的改革
5. 予算執行についてのチェック体制強化
6. 国、地方公務員の能力を重視した賃金体系による人件費の抑制

第三 社会保障制度改革推進について

日本は、本格的な「少子高齢化・人口減少時代」を迎えようとしており、今はまさにそれに対処するために舵を切っていくべき重要な時期にあたります。今後の人口動態の変化や経済社会の変容を見据えつつ、日本が目指すべき社会の姿を描くこと、そして、その実現に向けて社会保障政策が取り組むべき課題を総合的かつ明確に示すことは、極めて重要です。

持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付」の「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することが必須です。さらに、いわゆる「年収の壁」により就労調整が行われ、中小企業が人手不足となっていることを鑑み、税と社会保障のあり方について検討することが必要です。

社会保障のあり方では、「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も求められます。医療控除の窓口負担や介護保険の利用者負担などについては、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要があります。

第四 法人税制について

地域経済の担い手である中小企業は、エネルギー、原材料価格の上昇や賃上げの要請など厳しい経営環境におかれています。更に新型コロナウイルス拡大による深刻な影響と自然災害による被害も多発して、中小企業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しています。事業の継続や新規分野への展開を支援するための税制の拡充、これまでの支援策の特例期間の延長や追加支援策を迅速に実行していくことが強く求められます。また、防衛力強化に係る財源確保のための法人税活用の議論について注視していくことが必要です。

1. 法人税率の軽減措置

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限が2年延長されましたが（令和7年3月まで）、引き続き本則化することを要望いたします。

また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、1,600万円程度に引き上げることを求めます。

2. 交際費課税の特例

交際費等の損金不算入制度の特例が、地方活性化の中心的役割を担う中小企業の経済活動を支援する観点から本則化するか、または、令和6年3月末までとなっている適用期限を延長することを求めます。

3. 賃金引上げのための優遇見直し

賃上げは人員確保のために必要対策になっており、黒字企業のみにも有効な税優遇に限らず、中小法人全般に効果的な優遇措置が必要です。

4. 役員給与の損金算入の拡充

現行制度では、役員給与の損金算入の取扱いが限定されており、とくに報酬等の改定には厳しい制約が課せられています。役員給与は職務執行の対価であり、原則損金算入できるよう見直すべきです。

第五 消費税制について

軽減税率の導入は、事業者の人的経済的負担が増大するとともに、単一税率と比較して膨大な税収を失い、社会保障と税の一体改革を大きく後退させています。対象品目の判定が難しく複雑化していることで、制度の廃止を求める声が根強く、軽減税率制度は見直すべきであり、弾力的な対応を求めます。

単一税率における、逆進性対策として、給付付き税額控除の導入、すなわち、マイナンバー制度を利用して、消費税負担分を低所得者に還付する制度の創設がひとつの解決策となります。

また、令和5年10月に導入するインボイス制度についても、事業者のインボイス制度に対する理解が十分に深まっているとは言い難い状況にあります。事業者の事務負担やコストが増加することや免税事業者が商取引から排除される恐れがあります。免税事業者が課税事業者へ変更時の激変緩和措置などがとられていますが、期間の延長などの措置が求められます。また、課税事業者が免税事業者と取引を行うに際し、取引価格の引下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、仕入れ額控除の経過措置の拡大など、更に実効性の高い対策をとるべきです。

また、インボイス制度や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなど、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加しています。令和5年度税制改正で一部の猶予措置や緩和措置が講じられましたが、引き続き、システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められます。

第六 事業承継税制について

わが国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化、雇用の確保などに大きく貢献しており、中小企業の事業承継税制は、日本経済にとって大きな影響を及ぼします。

少子化が進む中で、事業継承の件数全体に占める親族外の第三者継承の割合が高まってきているなか、後継者へのスムーズな資産移転ができるよう支援を強化するべきです。そのために、事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設や非上場株式の評価については、相続税負担軽減の観点からも株価評価を低減するよう求めます。

第七 地方税制について

1 固定資産税評価見直し

固定資産税は、土地・建物の収益性の低下に比べ、過大な負担となっています。実際の価格と乖離した評価による課税標準額の決定は、納税者の不信感を招いていることから、評価時期や負担水準など、抜本的な見直しを行い、評価体制の一元化を図るべきです。

- (1) 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
- (2) 家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
- (3) 償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、申告対象外となる「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を

各法人の事業年度末とすること。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直す。

- (4) 固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
- (5) 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化する。

2 事業所税について

事業所税は、固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきです。

第八 マイナンバー制度について

マイナンバー制度は、すでに運用を開始していますが、未だ国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難く、情報管理やシステム運用での不備が散見され、制度の信用が大きく失墜している状況にあります。政府は制度の意義の周知に努め、制度の運用に当たっては、個人情報漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護など、不安払拭が急務であり、制度の適切な運用が担保される措置を講じることが極めて重要です。

また、マイナンバーカードの利便性の向上を継続的に高め、身近な制度にすることが求められます。健康保険証としての利用促進、各種行政サービスの手続きをワンストップ化、e-TaxやeLTAxを利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きの簡略化などカード普及を継続的に実施していくことが必要です。

【 個別事項 】

第一 法人税関係

1 無形減価償却資産

ソフトウェアは、無形減価償却資産として、5年償却となっておりますが、技術革新の加速化を考慮し期間を3年に短縮すること。

2 引当金

退職給与引当金は、将来確実に発生する債務であり損金算入を認めること。また、賞与引当金についても、各月に発生する未払い費用として、損金算入を認めること。

3 法人税の延納

不況時における資金繰りに考慮し、法人税の延納制度を復活すること。

4 申告書の提出期限

会社法上の決算事務を2カ月以内に完了することが困難の為、法人税の確定申告の提出期限を事業年度終了後、3カ月以内とすること。

5 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とすること。なお、それが直ちに困難な場合は、令和6年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長すること。

6 電話加入権の損金算入

電話加入権については、昨今の電話の普及状況を鑑み、非償却資産から減価償却資産に見直し、損金算入を認めること。

7 耐震補強工事による特別償却

建物等の構造物に対する耐震補強工事を実施した場合、特別償却または税額控除制度を設けること。

第二 所得税関係

1 各種控除制度の見直し

各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要があります。特に、人的控除については改正の影響を見極めながら、適正化を図るべきです。

2 土地・建物等の損益通算

土地・建物等の譲渡により生じた譲渡損失の損益通算及び繰越控除を認めること。

3 不動産所得の負債利子の損益通算

土地等に係る負債利子については、不動産所得の計算上生じた損失がある場合に、他の所得との損益通算が認められないこととなっていますが、この取扱いはバブル期の措置として設けられたものであり、大きく環境が変わっていることから損益通算を復活させること。

4 医療費控除

医療費控除については、昨今の実情を勘案し、最高限度額を 300 万円(現行 200 万円)に引き上げること。

5 源泉納付

源泉所得税の 1 月の納付期限については、年末調整事務や年末年始の休暇等の特殊事情、および週休二日制の普及を考慮し、「納期限の特例」適用者以外の源泉徴収義務者に対しても 1 月 20 日(現行 1 月 10 日)とすること。

第三 相続税・贈与税関係

1 親族外への事業承継に対する措置の充実

2 贈与税の控除額引上げ

(1) 昭和 63 年以来据え置かれている居住用不動産の配偶者控除額を 2,000 万円から 3,000 万円に引き上げること。

(2) 贈与税の基礎控除を引上げること。

(3) 相続時精算課税制度の特別控除額(2,500 万円)を引き上げること。

3 保険金・死亡退職金の非課税限度額引上げ

法定相続人 1 人 500 万円を 1,000 万円に引き上げること。

4 課税財産の見直し

相続開始後に発生する相続に伴う費用(遺言執行費用、税理士・弁護士報酬等)は、相続税の課税財産から控除すること。

以 上

法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

令和6年度税制改正では、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和し、物価上昇を十分に超える持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から、所得税・個人住民税の定額減税の実施や、賃上げ促進税制の強化等が行われました。また、資本蓄積の推進や生産性の向上により、供給力を強化するため、戦略分野国内生産促進税制やイノベーションボックス税制が創設され、スタートアップ・エコシステムの抜本的強化のための措置が講じられました。加えて、グローバル化を踏まえてプラットフォーム課税の導入等が行われるとともに、地域経済や中堅・中小企業の活性化等の観点から、事業承継税制の特例措置に係る計画提出期限の延長や外形標準課税の適用対象法人の見直し等が行われました（令和6年度税制改正大綱より）。

法人会では、昨年9月に「令和6年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小企業向け税制措置の適用期限延長、事業承継税制の特例承継計画提出期限延長等、法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

【法人課税】

1. 中小企業向け賃上げ促進税制

法人会提言	改正の概要
・ 中小企業向け賃上げ促進税制については、適用期限が令和6年3月末日までとなっていることから、その延長を求める。	・ 中小企業向けの措置について、教育訓練費に係る税額控除率の上乗せ措置は教育訓練費の増加割合が5%以上等である場合に適用できることとし、くるみやえるぼし（2段階目）以上の認定を受けた場合に税額控除率5%を加算する措置を加え、5年間の繰越控除制度が設けられた上で、適用期限が3年延長されました。

2. 交際費課税

法人会提言	改正の概要
・ 交際費課税の特例措置については、適用期限が令和6年3月末日までとなっていることから、その延長を求める。	・ 交際費等の範囲から除外される一定の飲食費に係る金額基準が1人当たり5,000円以下から1万円以下に引き上げられました。また、中小法人の特例措置に係る適用期限が3年間延長されました。

3. 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

法人会提言	改正の概要
・ 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。	・ 中小企業の少額減価償却資産の特例について適用期限が2年間延長されました。

<p>なお、それが直ちに困難な場合は、令和6年3月末日となっている適用期限を延長する。</p>	
---	--

4. 中小企業等の設備投資支援措置

法人会提言	改正の概要
<p>・「カーボンニュートラルに向けた投資促進税制」は、令和6年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。</p>	<p>・カーボンニュートラルに向けた投資促進税制について、中小企業者が適用を受けた場合の税額控除率が見直された上で、適用期限が2年間延長されました。</p>

[事業承継税制]

1. 相続税、贈与税の納税猶予制度

法人会提言	改正の概要
<p>・特例承継計画の提出期限は1年間延長され、令和6年3月末日までとなっているが、コロナ禍からの完全回復には時間がかかるうえ、エネルギー価格が高止まりしているなど、中小企業を取り巻く環境は依然厳しい状況にある。特例承継計画の提出期限等の延長を求める。</p>	<p>・法人版事業承継税制の特例措置について、特例承継計画の提出期限が2年間延長されました。</p>

[その他]

1. 森林環境税

法人会提言	改正の概要
<p>・令和6年度から施行される森林環境税について、現在、先行して別の財源を使って地方自治体に配分（令和5年度は500億円）されているが、その半分が使い残され基金として積み立てられているとの指摘がある。これでは税が有効に活用されているとは言い難く、配分方法のあり方など、制度自体を抜本的に見直すべきである。</p>	<p>・森林環境譲与税に係る譲与基準について、「私有林人工林面積」の譲与割合を5.5割（改正前：5割）、「人口」の譲与割合を2.5割（改正前：3割）とする見直しが行われました。</p>